

# 種苗法による植物新品種の保護制度

青山特許事務所

弁理士 野呂祐司

# 制度の概略

# 法目的

**第一条** この法律は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする。

保護対象 = 農林水産植物の新品種

「農林水産植物」とは…

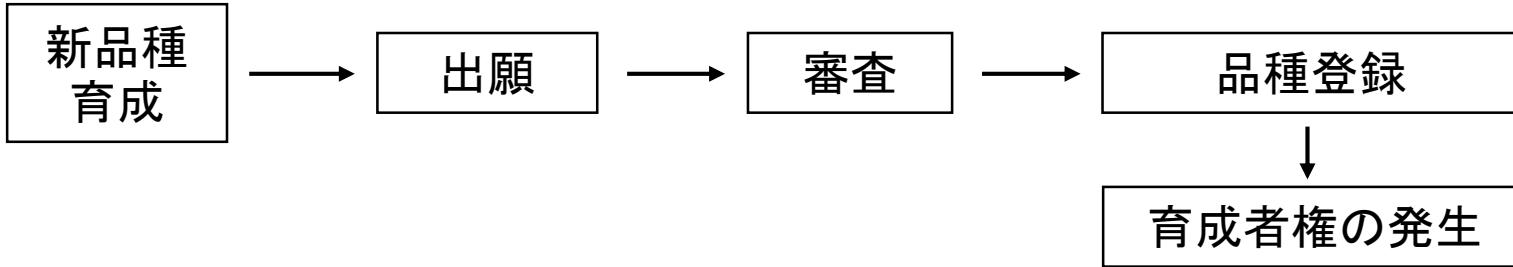
農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類その他政令で定める植物 \* (2条1項)

\* 政令で定める植物=32種類の きのこ

栽培される全ての植物 + 特定のきのこ

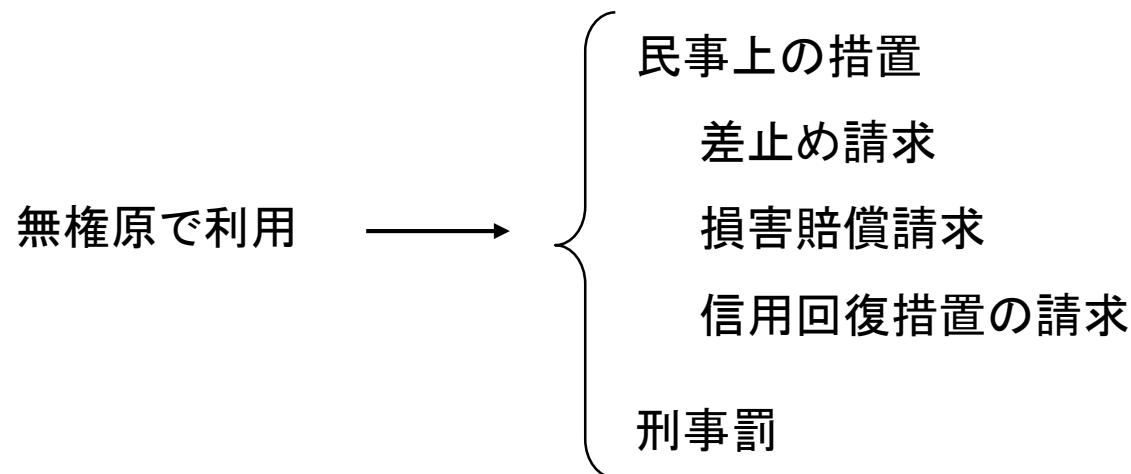
「品種」とは…

重要な形質に係る特性(以下単に「特性」という。)の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合(2条2項)



(育成者権の効力)

**第二十条** 育成者権者は、品種登録を受けている品種(以下「**登録品種**」という。)及び当該**登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する**。ただし、その育成者権について専用利用権を設定したときは、専用利用権者がこれらの品種を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。



品種の「利用」とは… (2条5項1～3号)

- 一 その品種の種苗を生産し、調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為
- 二 その品種の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為(育成者権者又は専用利用権者が前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。)
- 三 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為(育成者権者又は専用利用権者が前二号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。)

## 種苗、収穫物、加工品

「種苗」とは…

植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるもの

「収穫物」とは…

種苗を用いることにより得られる植物体の全部又は一部であって繁殖の用に供されないもの

「加工品」とは…

種苗を用いることにより得られる収穫物から直接に生産される加工品であって政令で定めるもの

- 一 小豆の加工品：豆を水煮したもの（砂糖を加えたものを含む）及びあん
- 二 いぐさの加工品：ござ
- 三 稲の加工品：米飯
- 四 茶の加工品：葉又は茎を製茶したもの

## 登録要件の比較

	種苗法	特許法
区別性(新規性)	3条1項1号	29条1項
進歩性	—	29条2項
準公知(拡大先願)	3条2項	29条の2
均一性	3条1項2号	(29条1項柱書)
安定性	3条1項3号	—
名称要件	4条1項	—
未譲渡性	4条2項	(30条)
不特許事由	—	32条
記載要件	—	36条
先願	9条	39条

## 登録要件の審査

### ①特性審査: DUS test

項目: 区別性(Distinctness)、均一性(Uniformity)、および安定性(Stability)、

方法:

- a. 栽培試験（独立行政法人種苗管理センター）
- b. 現地調査（育成者圃場等）
- c. 資料調査（公立農業試験場の栽培試験データ等）

### ②名称審査: 主に登録商標との競合

### ③未譲渡性の審査: 出願前に業として譲渡されていないか

## ①特性審査

### 区別性

品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性(=重要な形質に係る特性)の全部又は一部によって明確に区別されること。(3条1項1号)

「重要な形質に係る特性」は、植物種ごとに定められている(農水省告示)

cf. 特許法における“進歩性”に相当する要件は要求されない。

○農林水産省告示第637号

種苗法（平成10年法律第83号）第2条第7項の規定に基づき、平成20年4月1日農林水産省告示第534号（種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月7日

農林水産大臣 鹿野 道彦

区分	重要な形質
アベリア	一 樹姿及び樹高 二 枝の太さ、枝の色、枝の皮目、分枝性、節間長、葉形、葉の大きさ、葉色、葉の毛の多少及び葉柄の長さ 三 花房の形、花の向き、花形、花の大きさ、花色、花弁の形、花弁数、雌雄ずいの形、雌雄ずいの色、雌雄ずいの数、花柄の長さ、一花房又は一花そう当たりの花数、花の香り、果実の形、果実の大きさ及び果実の色 四 発芽期、開花期、落葉性、耐寒性、耐暑性、病害抵抗性及び虫害抵抗性
オクラ	分枝性、草丈、茎の太さ、茎の色、茎の色の濃淡、第一花着生節位、葉身の大きさ、葉身の切れ込みの深さ、葉身の鋸歯の大きさ、葉脈間の色、葉脈間の色の濃淡、葉柄の長さ、葉柄の太さ、花の大きさ、果実の色、果実の色の濃淡、未熟果の直径、果実の稜間表面の形、果実の基部のくびれの強弱、果実の先端部の形、果実の子室数、果肉の厚さ、成熟果の長さ、成熟果の太さ、開花期、収穫期
とどまつ	一 樹姿 二 幹の通直性、幹の完満性、幹の真円性、材の色、纖維配列、纖維の長さ、もくの形、樹脂の多少、材の比重、樹皮の色、樹皮の厚さ及び樹皮のき裂紋様

## 栽培試験とは

「出願品種」をほ場や温室で栽培し、同一条件下で栽培される「対照品種」(既存品種のうち、出願品種と最も類似するとして選定したもの)、「標準品種」(特性を評価するための指標となる既存品種)等と比較しながら、生態的特性(大きさ、色、形等)及び生理生態的特性(病害抵抗性等)を調査。

### 栽培全景(きく)



同一条件下において、  
対照品種、標準品種と並べて栽培

#### 特性調査(花色などの調査)



#### レタスの病害抵抗性検定



感受性品種  
(抵抗性なし)

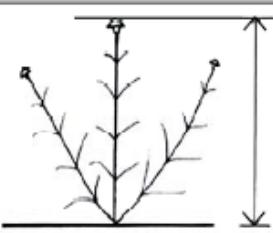
抵抗性品種

内閣府 公共サービス改革推進室ホームページ掲載資料「独立行政法人種苗管理センターの農林水産植物の品種登録に係る栽培試験及び農作物の種苗の検査に係る官民競争入札等の検討について」より引用

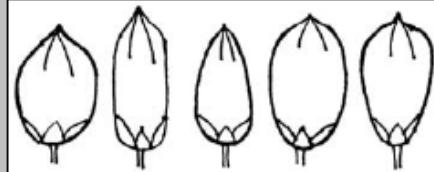
## 測定の実際(特性調査における測定イメージ)

出 品 種 名 ( ダ イ ア ン サ ス )	性 格 ( グ ル ー ブ )	種 類 ( グ ル ー ブ )
農林水産植物の種類名 ( ダイアンサス )		
出 品 種 名 ( よ み )	性 格 ( グ ル ー ブ )	種類名 ( グ ル ー ブ )
出 品 者 の 姓 名 ( よ み )	貢 成 者 の 姓 名 ( よ み )	貢 成 者 の 姓 名 ( よ み )
出 品 者 の 住 所 ( よ み )	貢 成 者 の 住 所 ( よ み )	貢 成 者 の 住 所 ( よ み )
特 性 調 査 場 所 ( よ み )	特 性 調 査 場 所 ( よ み )	対照品種名 ( よ み )
特 性 調 査 者 の 姓 名 ( よ み )	特 性 調 査 年 ( よ み )	特 性 調 査 年 ( よ み )
(特性についての項目を○で囲んで下さい)		

## 開花時草丈



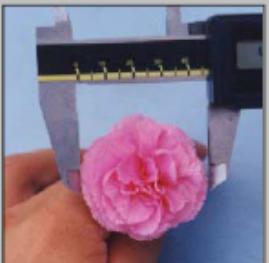
## つぼみの形



球形 円柱形 卵形 橢円形 倒卵形

区分	形質	出願品種の特性値(標準品種との比較)									備考 (測定値等)	対照品種の特性値 ( ) ( )		
		01	02	03	04	05	06	07	08	09				
植物体	開花時草丈 無	極 度	低	中	高						極度 度	圓1		
	花房形成の有無	無				有								
茎	1花軸の花数 花全体の配列 (花房の形)	1 花 数 量	複花 花 数 量	區 分	形 質	出願品種の特性値(標準品種との比較)								
	側枝数 節間数	無	1 花 数 量	圓	平	01	02	03	04	05	06	07	08	09
葉	花			つぼみの形	球 形	円 柱 形	卵 形	橢 圓 形	倒 卵 形					
	花径			花	球 形	圓 柱 形	卵 形	橢 圓 形	倒 卵 形					
花	花冠上部の側面の形 花冠下部の側面の形			花	圓	平	や や	凸 凸						
	花の香り			花	圓	平	や や	凸 凸						
花	ほう葉の外表 花弁の色の数			花	圓	平	や や	凸 凸						
	花弁の色の分布 (色彩模様)	1 2 3		花	圓	平	や や	凸 凸						
葉	葉の形 葉長 葉幅 葉色	卵 形	橢 圓 形	葉	圓	平	や や	凸 凸						
	葉巻さね度 葉色	無 無	無 無	葉	圓	平	や や	凸 凸						

## 花径



## がくの長さ



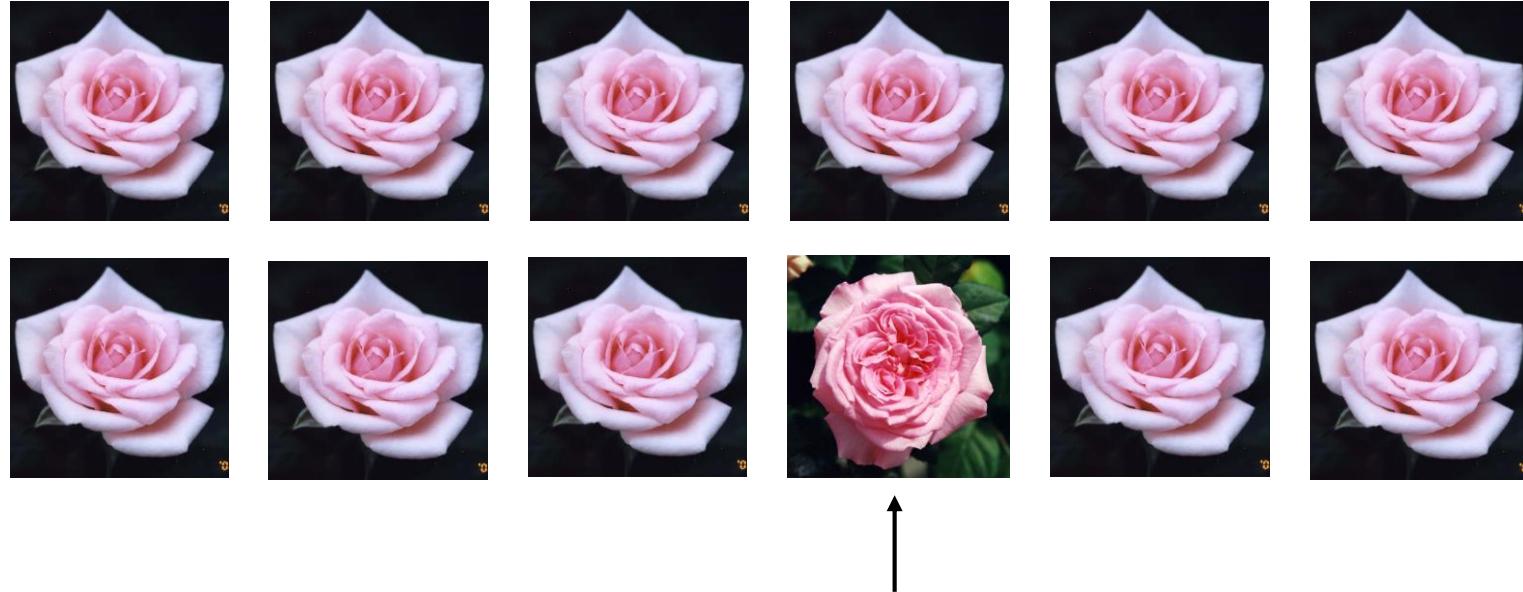
## 花弁の地色



内閣府 公共サービス改革推進室ホームページ  
掲載資料「独立行政法人種苗管理センターの農林水産植物の品種登録に係る栽培試験及び農作物の種苗の検査に係る官民競争入札等の検討について」より引用

## 均一性:

同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること。(3条1項2号)



出願品種の個体数

最大混入許容数

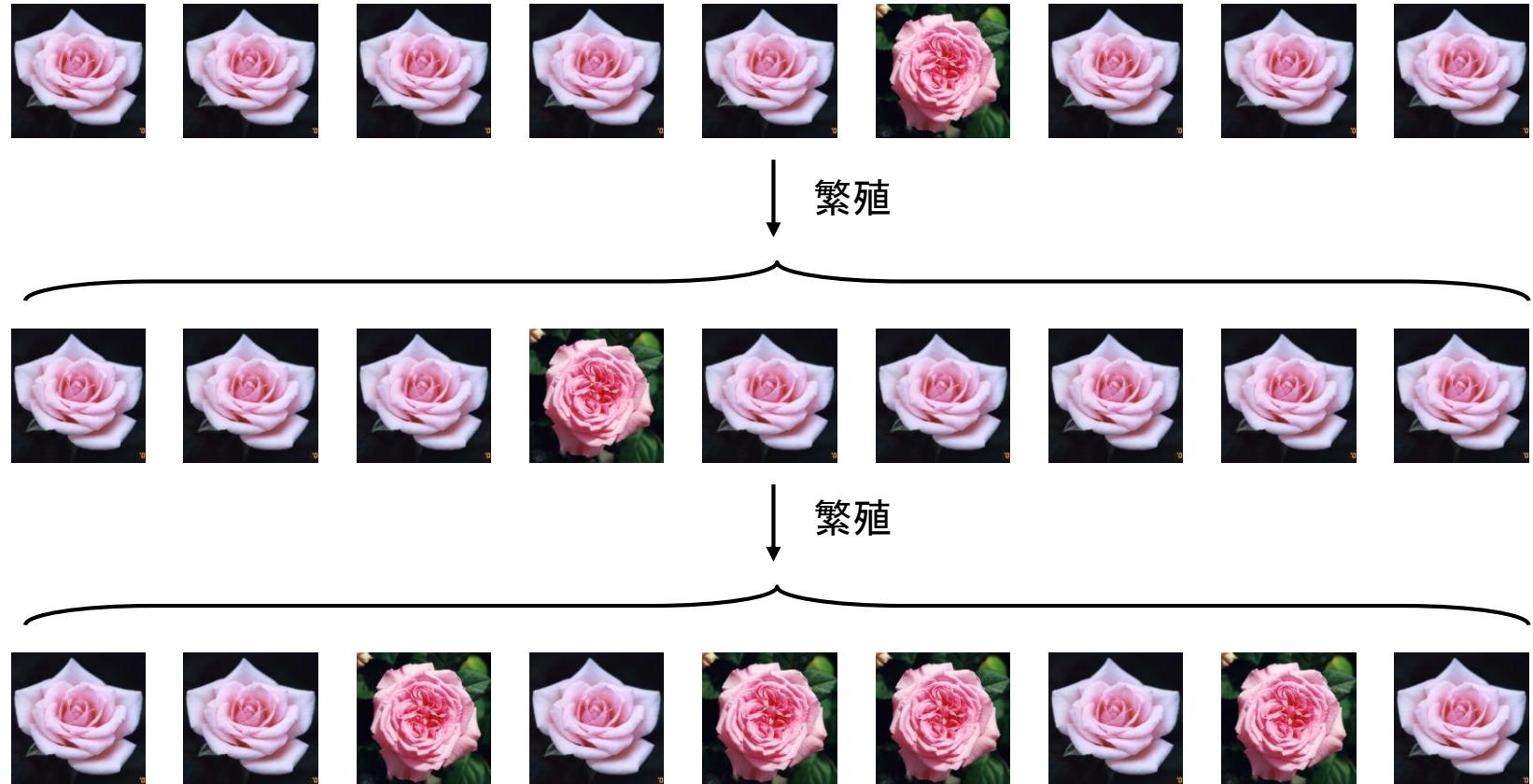
$\leq 5$	0
6 ~ 35	1
36 ~ 82	2
83 ~ 137	3

写真は農林水産省品種登録ホームページより  
引用(品種登録番号13996および13997)

# 安定性

繰り返し繁殖させた後においても**特性の全部が変化しないこと**。（3条1項3号）

**特性の全部が変化しない** = 区別性の判定に係る特性を発現し、かつ、その均一性を維持していること



写真は農林水産省品種登録ホームページより引用（品種登録番号13996および13997）

## ②名称審査(名称の適切性)

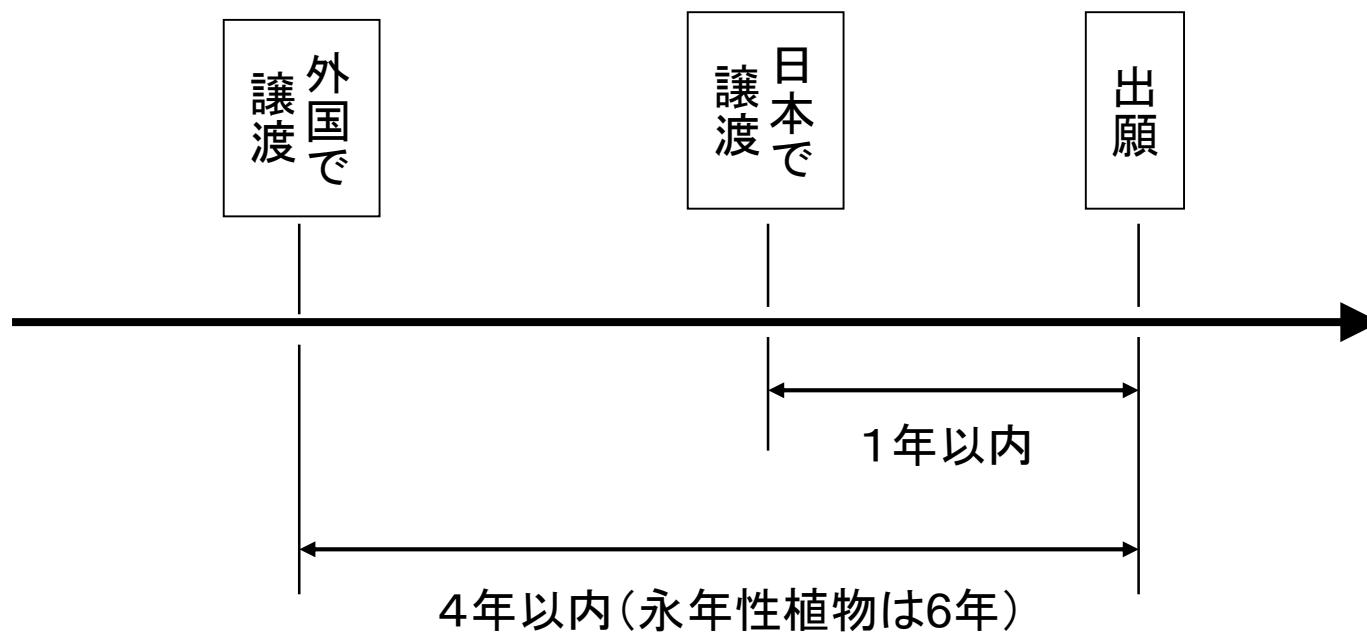
**第四条** 品種登録は、品種登録出願に係る品種(以下「出願品種」という。)の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

- 一 一の出願品種につき一でないとき。
- 二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。
- 三 出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。
- 四 出願品種に関し誤認を生じ、又はその識別に関し混同を生ずるおそれがあるものであるとき(前二号に掲げる場合を除く。)。

## 未譲渡性

**第4条2項** 品種登録は、出願品種の種苗又は収穫物が、**日本国内**において品種登録出願の日から一年さかのぼった日前に、**外国**において当該品種登録出願の日から四年(永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあっては、六年)さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていた場合には、受けることができない。

ただし、その譲渡が、試験若しくは研究のためのものである場合又は育成者の意に反してされたものである場合は、この限りでない。



## 特許法と共に規定

出願人適格、冒認出願、共同出願、職務育成、出願公表、

仮保護=補償金請求権、優先権、専用／通常利用権、先利用権、等

## 相違点

存続期間(後述)、効力範囲(後述)、審判制度なし: 職権による登録取消あり  
拒絶に対する不服は異議申立て(行審法)又は取消訴訟(行訴法)、  
品種登録に対する異議申立(行審法)可能→除斥期間なし

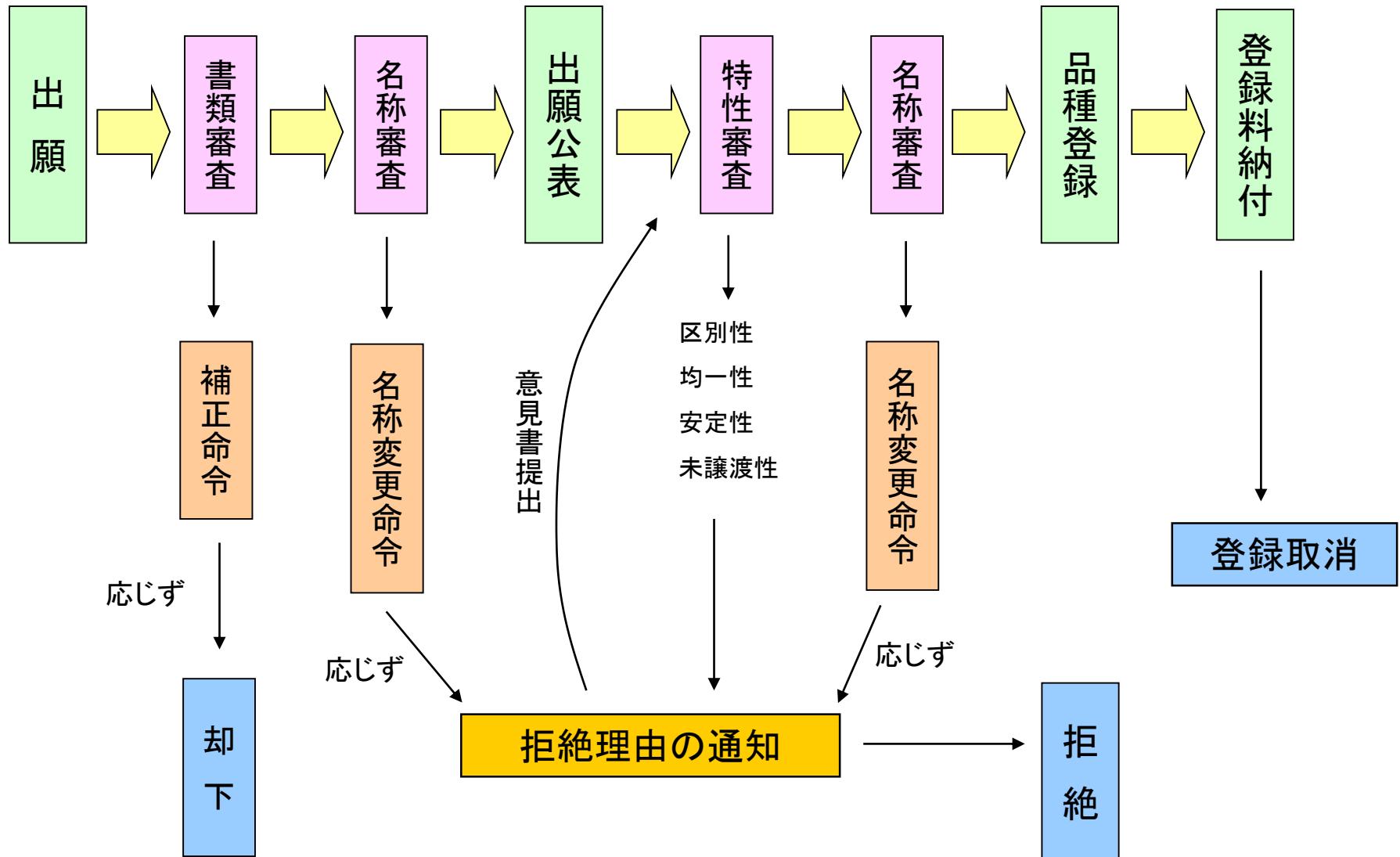
(名称を使用する義務等)

**第二十二条** **登録品種の種苗**を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、  
当該登録品種の**名称**を使用しなければならない。

**2** 登録品種**以外の品種**の種苗を業として譲渡の申出をし、又は譲渡する場合には、  
当該登録品種の**名称**を使用してはならない。

# 出願手続の概略

# 権利化手続フロー



# 出願に必要な書類等

## 必須

- ・願書
- ・説明書(特性を記載)
- ・写真

提出先:

農林水産省 食料産業局 新事業創出課  
種苗審査室 登録チーム

## 必要に応じて

- ・譲渡証
- ・委任状
- ・優先権証明書

発信主義の規定なし。すべて到達主義

## 特性審査のための資料(必須)

- ・種子又は種菌(きのこ菌株)の提出
- ・栄養繁殖性植物は、栽培試験の通知を受けてから苗を提出  
(現地調査を行う場合は不要)

## 説明書

## 1. 農林水産植物の種類

学名（ローマ字）：  
和名：

## 2. 出願品種の栽培技術及び生育状況に関する問合せ先

フリガナ  
住所又は居所：（〒）  
フリガナ

氏名：  
(法人にあっては、担当部署名及び担当者氏名)

電話番号：  
FAX番号：  
E-mailアドレス：

## 3. 出願品種の名称

フリガナ  
品種名称：  
(ローマ字表記)：

## 4. 出願品種の育成及び繁殖の方法

(1) 育成方法 ((a)～(d))のうち該当事項を1つ選択し、必要事項を記載する。)

## (a) 交配

母親の品種名：  
父親の品種名：  
両親とも不明

(b) 突然変異（枝変わり）親品種名：

(c) 発見及びその検定（いつどこで発見し、どのように育成したか記載する。）

---



---



---

(d) その他

---

## (2) 繁殖方法

## (a) 種子繁殖

(ア) 自家受粉  
 (イ) 他家受粉  集団採種  合成品種  
 (ウ) 交雑品種（種子を得るために毎回親品種を交配するもの（F1品種等））  
 (エ) その他（具体的に記載）：

## (b) 栄養繁殖

(ア) 挿し木、接ぎ木  
 (イ) 組織培養  
 (ウ) その他（具体的に記載）：

(c) その他（具体的に記載）：

## 5. 出願品種の形質及び特性

形質番号	形質名	特 性	出願品種の階級値（特性値）
------	-----	-----	---------------

---



---



---



---



---

## 6. 類似品種と明確に区別されることとなる出願品種の形質及び特性

類似品種名	形質名	類似品種の特性	出願品種の特性
-------	-----	---------	---------

---



---



---



---

## 7. 品種審査において参考となり得る追加情報

(1) 上記5及び6に記載された情報に加え、出願品種を区別するために役立つと思われる追加的な形質はありますか。

はい  いいえ

「はい」の場合、その内容を記載してください。

農林水産省品種登録ホームページより

**AOYAMA & PARTNERS**

REGISTERED PATENT ATTORNEYS

⑤ 出願品種の特性

(記載例5) ばらの例

5. 出願品種の形質及び特性

形質番号	形質名	特 性	出願品種の階級値（特性値）
1	植物体の生育型	シュラブ	04
2	樹姿	中間	05
13	先端小葉の葉身の形	円形	04

(以下同様に続く)

⑥ 類似品種と明確に区別されることとなる出願品種の形質及び特性

(記載例6) ばらの例

6. 類似品種と明確に区別されることとなる出願品種の形質及び特性

類似品種名	形質名	類似品種の特性	出願品種の特性
○○○○	樹姿	直立	中間
○○○○	とげの主な色	緑	赤

農林水産省品種登録ホームページに掲載の「品種登録出願の手引き」より

(参考) 添付する写真の例

栽培区の全景の写真の例



撮影日

撮影場所

品種名

植物体全体（草姿の写真の例）



撮影日

撮影場所

品種名

農林水産省品種登録ホームページに掲載の「品種登録出願の手引き」より

花の拡大写真の例



撮影日

撮影場所

品種名

花の分解写真の例



撮影日

撮影場所

品種名

農林水産省品種登録ホームページに掲載の「品種登録出願の手引き」より

# 料金

出願料： 47,200円 (1品種1出願)

登録料：

登録後の年度	年間登録料
1～3年	6,000円／年
4～6年	9,000円／年
7～9年	18,000円／年
10～30年	36,000円／年

審査は無料

## 外国出願

植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)の締約国に、品種登録の出願をすることができる。

- ・日本の国内出願に基づく優先権の主張が可能。
- ・優先期間は12月。(UPOV条約11条(1))

### 優先権主張の効果:

優先権主張に係る出願は、優先期間内に生じた事由(例えば、最初の出願に係る品種に関する他の出願、公表、利用等)を理由として拒絶されることはない。これらの事由は、第三者のいかなる権利も生じさせない。(UPOV条約11条(4))

# 育成者権について

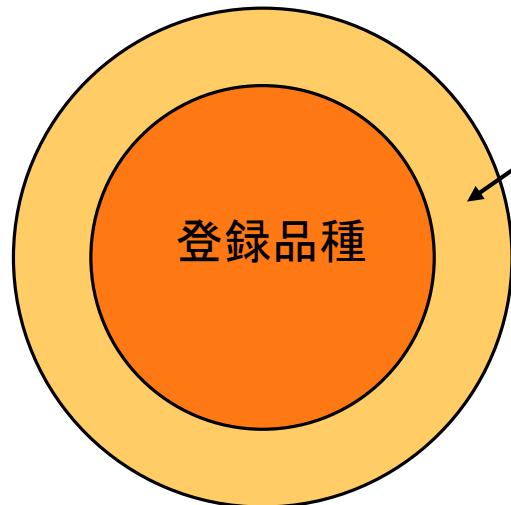
# 育成者権の効力

育成者権：

登録品種及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種の  
種苗、収穫物、および一部の加工品を  
業として利用する権利

存続期間は 品種登録の日から25年（樹木など永年性植物は30年）

## 育成者権の効力



特性において登録品種と  
明確に区別されない品種

品種登録簿に記載された特性ではなく、  
**現物同士の比較**により決定

↓  
現物主義

(独)種苗管理センター  
に依頼

侵害被疑品の寄託	
品種類似性試験の実施	
・特性比較(外観等)	22,050円
・比較栽培	126,000円
・DNA分析	33,390円

## 現物主義の問題点

### ①特性が品種登録時と異なる場合

- ・安定性要件を満たさなくなっている → 登録取消し事由

### ②品種登録時の「現物」と、侵害主張時に提出された「現物」が 同一であることを証明できない



植物体標本および抽出DNAの保存 ((独)種苗管理センター)

# 育成者権の効力

## 従属品種にも及ぶ

変異体の選抜、戻し交雑、遺伝子組換えまたは細胞融合により、

登録品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成された品種

## 登録

品種A



耐病性遺伝子を導入

品種B

## 交雑品種にも及ぶ

その品種の繁殖のため常に登録品種の植物体を交雑させる必要がある品種

(いわゆる「F1品種」)

## 登録

品種C

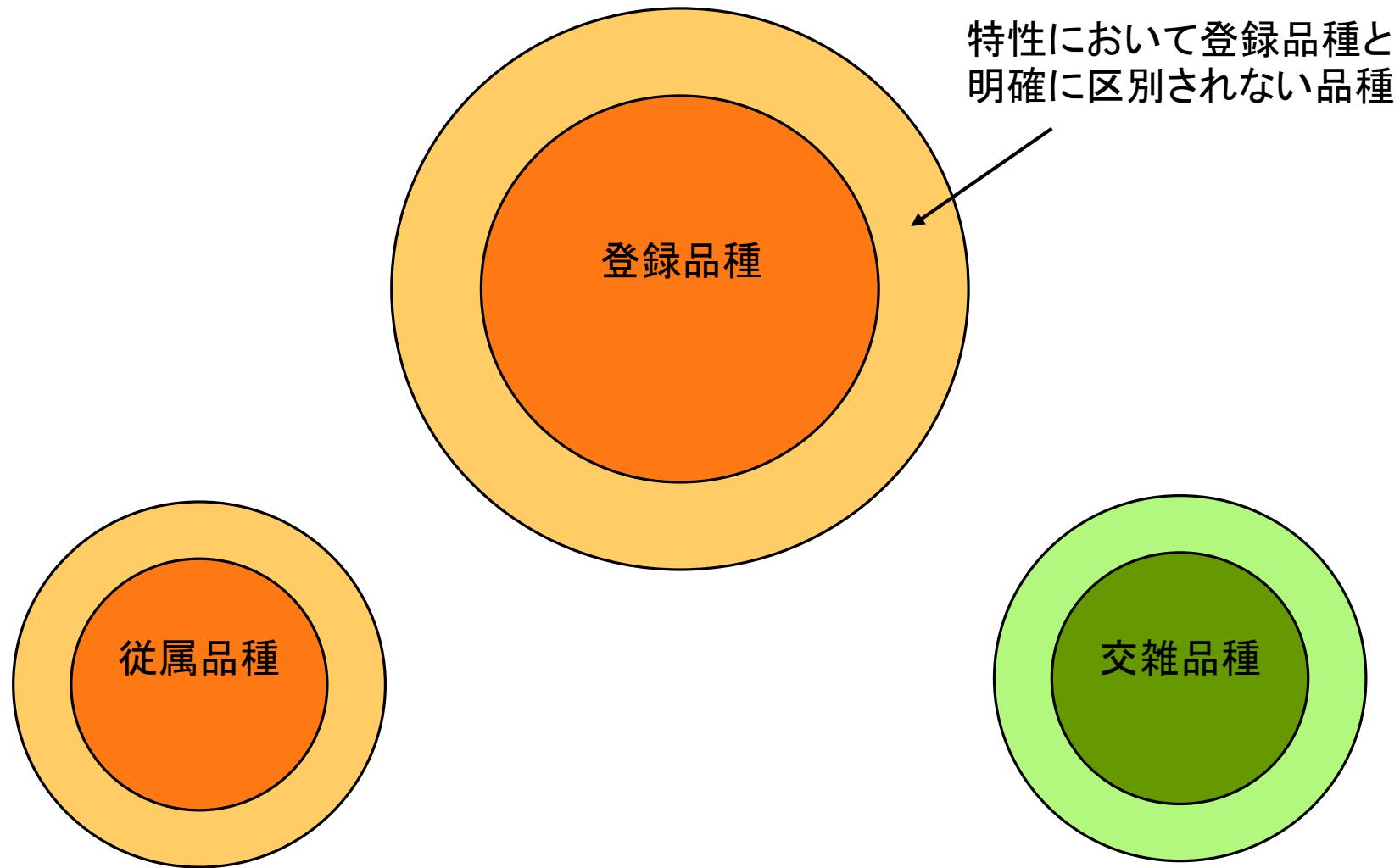
×

品種D



品種E

## 育成者権の効力範囲



消尽

## 第二十一条

4 育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。

ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

# 育成者権の効力

## (カスケード、消尽)

### 消尽の例外:

- ①種苗の増殖
- ②品種保護されない国への輸出

### カスケードの原則

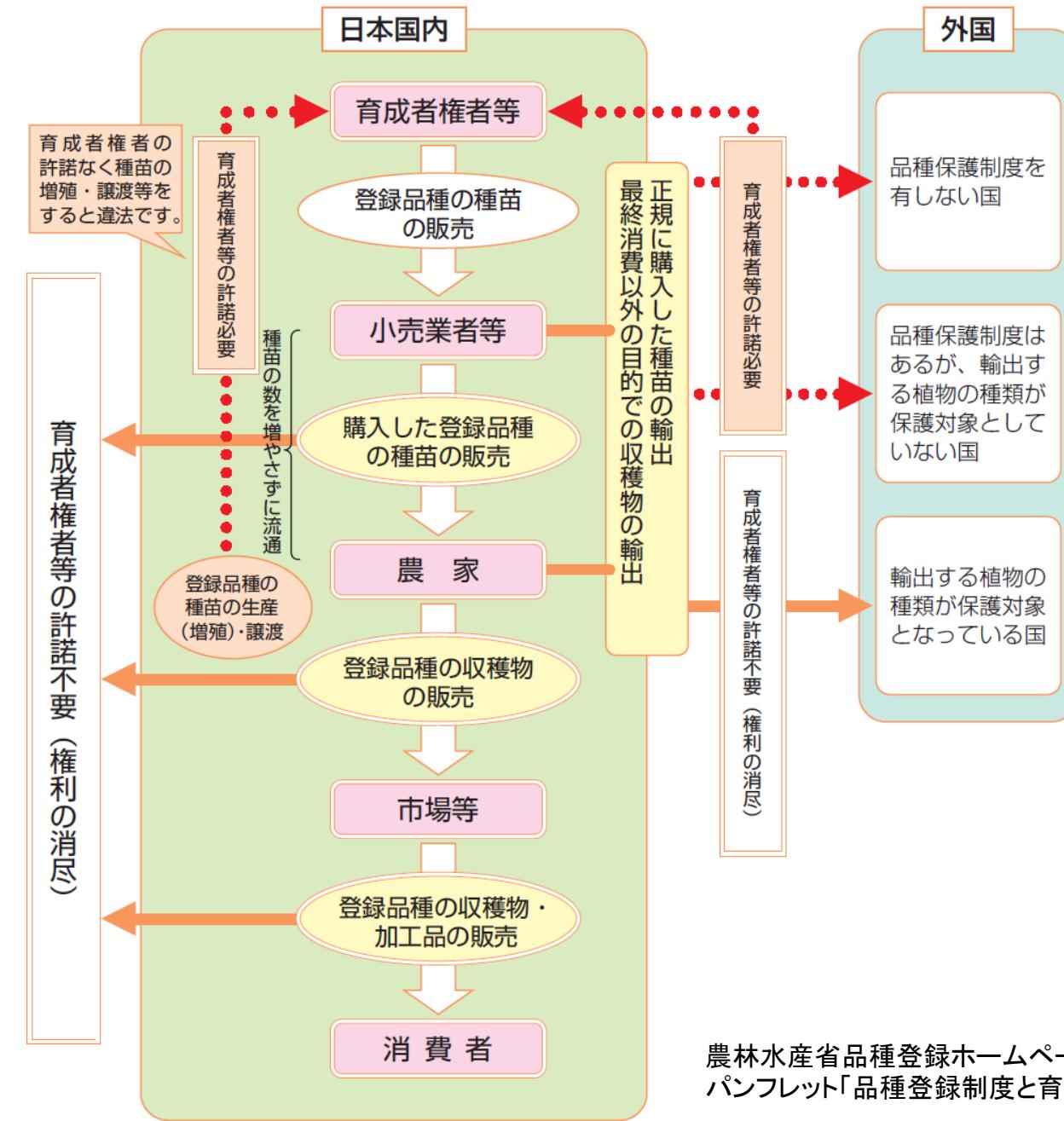
種苗

↓

収穫物

↓

加工品



品種の「利用」とは、

- 一 その品種の**種苗**を生産し、調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為
- 二 その品種の種苗を用いることにより得られる**収穫物**を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為(育成者権者又は専用利用権者が**前号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。**)
- 三 その品種の**加工品**を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為(育成者権者又は専用利用権者が**前二号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合に限る。**)

(種苗法第二条第5項)

## 効力が及ばない範囲

- ・新品種の育成その他の試験又は研究のためにする利用
- ・農家による自家増殖

## 抗弁

- ・先利用権、
- ・登録無効の主張(キルビー事件判決の援用を認めた判例あり)

(先育成による通常利用権)

**第二十七条** 登録品種の育成をした者よりも先に当該登録品種と同一の品種又は特性により明確に区別されない品種の育成をした者は、その登録品種に係る育成者権について通常利用権を有する。